#### 『法人・個人事業主さま向けインターネットバンキング』 「北國ウェブ・アクセス」利用規定

株式会社北國銀行(以下「当行」という)は、当行がインターネット上で提供する『北 國ウェブ・アクセス』(以下「本サービス」という)の利用に関して、以下のとおり利用規 定(以下「本規定」という)を定めます。

#### 第1条(サービス概要)

1. 本サービスは、インターネットに接続可能な当行所定の情報機器(以下「端末」という)を使用した本サービスの契約者(以下「契約者」という)からの依頼に基づき、 以下による各種取引等が実施できるサービスで

なお、本サービスで実施できる各種取引等は、契約内容によって異なる場合があ り、契約者はこれを予め承諾するものとします。

前項サービスの詳細については、別途定める「サービス利用内容」によるものとし

#### 第2条(利用申込)

- 1. 本サービスを利用するには、本規定を熟読し、その内容を理解し、その内容が適用されることを承諾したうえで当行所定の利用申込書に所定の事項を記載し、申込手続きを行っていただくものとします。
- 2. 利用申込手続きを行う場合には、次の事項を遵守するものとします。
- 契約者は当行に普通預金口座または当座預金口座を保有する法人、法人 格のない団体、個人事業主等とすること
- (2) 契約者は、当行が定める方法により登録した自己の従業員等(以下「サービス使用者」という)のみを介して本サービスを利用することができるものとし、契約 者の責任においてサービス使用者に本規定を遵守させ、その利用に関する責 任を負担すること
- 3. 当行は、次の場合には利用申込を承諾しないことがあります。なお、利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。
- (1) 利用申込時に虚偽の事項を届出たことが判明したとき
- その他、当行が利用を不適当と判断したとき
- 4. 利用申込の承認後であっても、利用申込者が前項のいずれかに該当すること が判明した場合、当行はその承認を取り消す場合があります。ただし、承認が取り が判明した場合、当行はその承認を取り信う場合があります。ただし、承認が取り消された場合でも、契約者は本サービスの利用により既に発生した義務について本規定に従って履行する責任を免れないものとします。また、その場合に生じた損害について、当行はその理由の如何を問わず、いかなる責任をも負わないものとします。

  5. 当行が申込書に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの申込書につき偽造、変造、盗用その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負わないよのとします。
- ないものとします。
- 6. 同一利用口座で複数の利用申込はできないものとします。
- 契約者は、端末を使用して本サービスの契約タイプのアップグレードの 申込を行うことができるものとします。この場合、当行は原則として申込 日の翌営業日にアップグレードの手続きを行いますが、当行の事情によ 翌営業日に契約タイプがアップグレードされず、これによって契約者 に不利益が生じた場合でも当行は責任を負わないものとします。また、当 行のアップグレード手続き後、契約者はアップグレード後の契約タイプに 基づく当行所定の利用手数料ならびにこれに係る消費税等相当額を支払う

- 契約者はあらかじめ、申込書により当行国内本支店における契約者名義の口座 (以下「ご利用口座」という)を届出るものとします。なお、ご利用口座として登録できる口座数は、当行所定の口座数とします。また、ご利用口座の種目は当行所定の 種目に限るものとします
- 2. 当行はご利用口座として登録できる口座数および口座の種目を、契約者に事前
- に通知することなく変更する場合があります。
  3. 契約者はご利用口座のうち、普通預金または当座預金の何れか1口座を代表口座として届出るものとします。また、この代表口座の届出印を本サービスにおける

### 第4条(利用時間)

本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。ただし、当行はこの利用時 間を契約者に事前の通知をすることなく変更する場合があります。

#### 第5条(サービスの追加)

- 1. 本サービスに今後追加される取引または機能について、契約者は新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部の取引または機能につ いてはこの限りではありません。
- サービス追加時には本規定を追加・変更する場合があります。

# 第6条(サービスの廃止)

- 1. 本サービスで実施しているサービスの全部または一部について、合理的かつ止 むを得ない事由がある場合は、当行は契約者に事前に通知することなく廃止する
- サービスの一部廃止時には、本規定を変更する場合があります。

## 第7条(サービス利用料等)

- 1. 本サービスの利用にあたっては、契約者は当行所定の利用手数料ならびにこれ に係る消費税等相当額を支払うものとします。また、本サービスを利用するにあたり 必要となる通信料金、インターネットの接続料金、コンピュータその他機器等につい では、契約者が負担するものとします。 2. 当行は本サービスの利用手数料について、新設あるいは改定する場合がありま
- す。ただし、実施日前に、当行所定の方法により、その効力発生日を含め内容を掲 示します。掲示された効力発生日以降にサービスを利用した場合、契約者は、その 内容を異議なく承諾したものとします。契約者は、この新設、改定等に同意されない 場合、この契約を解約することができます。この場合の手続きは、第16条の規定を 準用するものとします
- 3. 本サービスの利用手数料は、当行所定の方法により普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、当座勘定規定(当座勘定貸越約定を含む)の各約定の定めにかかわらず、預金通帳及、払戻請求書、当座小切手の提出なしに指定口 座から自動的に引落します。

## 第8条(契約者情報等の取扱い)

- 当行は、次の契約者情報等を厳正に管理し、契約者の情報保護のために十分 に注意を払うとともに、本規定に定めた場合以外には契約者情報等の利用を行い
- (1) 契約者が本サービスへの利用申込時に届出た情報及び契約者により登録されたサービス使用者に関する情報(第11条第1項の定めに基づき変更された情報も含みます)(以下「契約者情報」という)

- (2) 本サービスの利用履歴及びその他本サービスの利用に伴う種々の情報(以 下「契約者取引情報 |という)
- 契約者は、契約者情報および契約者取引情報(以下「契約者登録情報」とい う)につき、当行が次の目的のために、業務上必要な範囲内で使用することをあら かじめ承諾するものとします。
- (1) 新商品、新サービスの企画・開発
- ダイレクトメール、E-Mail 等の発送・送信
- 契約者の管理
- その他本サービスの内容を向上させるために必要な行為
- 3. 当行は、次の場合を除き、契約者登録情報を第三者に提供しないものとします。
- (1) あらかじめ契約者の同意が得られた場合
- 法令にもとづき開示が求められた場合
- 個別の契約者を識別できない状態で提供する場合

#### 第9条(契約期間)

本規定に基づく契約期間は、申込書に記載されている申込日から1年間とし、契 約期間満了日の2か月前までに契約者または当行から解約の申出がない限り、契約期間満了日の2か月前までに契約者または当行から解約の申出がない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。 第10条(通知手段)

当行は契約者に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあり ます。契約者は、当行からの通知・確認・ご案内の手段として、郵便、電話、当行 WEB サイト上への掲示、電子掲示板、電子メール等が利用されることに同意するもの

#### 第11条(届出事項の変更)

- ・契約者は届出事項に変更があった場合は、直ちに当行指定の方法により届出るものとします。また、変更の届出は、当行の変更手続きが終了した翌日に有効となります。なお、この届出の前に生じた損害については、契約者が全ての損害を負うの とし、当行は責任を負いません
- 2. 契約者が届出を怠ったことにより不利益を被った場合、当行は一切その責任を 負わないものとします。
- 3. 当行は、変更内容を審査し、本サービスの提供を一時的に中止または本サービ スを解約することがあります。なお、その場合に生じた損害について、当行はその理 由の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします
- 4. 当行が契約者にあてて通知・照会・確認を発信・発送し、または送付書類を発 送した場合には、本条の届出を怠るなどの契約者の責めに帰すべき事由により、こ れらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみ

#### 第12条(免責事項、損害賠償等)

- 1. 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話不 通等の通信手段の障害等により取扱いが遅延・不能となった場合、そのために生 じた損害については、当行では責任を負いません。
- 2. 公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴等がなされたことに より契約者のパスワード、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害につ
- いては、当行は責任を負いません。
  3. 契約者は当行が提供するマニュアル、リーフレット、ホームページ等に記載されて いる当行所定のセキュリティ対策、盗聴等の不正利用対策、および本人確認手段 について承知し、そのリスクの内容を承諾のうえ本サービスの利用を行うものとし、こ れらの処置にかかわらず盗聴等の不正使用があっても、そのために生じた損害に ついては、当行は責任を負いません。
- 契約者が本規定に違反する行為または不正もしくは違法な行為によって当行に 損害を与えた場合、当行は当該契約者に対してその損害の賠償を請求できるもの

#### 第13条(海外からの利用)

本サービスは、原則として、国内からのご利用に限るものとし、契約者は、海外からのご利用については、各国の法令、事情、その他の事由により本サービスの全部または一部をご利用いただけない場合があることに同意するものとします。

# 第14条(サービス内容・規定等の変更)

- 1. 当行が本サイトにおいてする掲示またはその他の方法により定める個別規定は、 本規定の一部を構成します。本規定と掲示・個別規定が矛盾抵触する場合には、 原則として掲示・個別規定が優先するものとします。
- 本サービスの内容および本利用規定の内容については、本サービスの利便性 向上または本サービスの運用に支障をきたす恐れがある場合等は、当行は契約者 に事前に通知することなく変更できるものとします。その場合、変更日以降は変更後 の内容に従い取扱うものとし、この変更によって生じた損害は契約者が負担するも
- 3. 本サービスの内容および本利用規定を変更した場合は、その変更内容を前記 第10条の通知方法により周知します。

# 第15条(関係規定の適用・準用)

本規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定等関係する 規定により取扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに 関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

#### 第16条(解約•一時停止等)

- 1. 本規定に基づく契約は、当事者の一方の都合でいつでも通知することにより解約することができます。ただし、当行に対する解約通知は当行所定の申込書により行うものとします。なお、解約の届け出は当行の解約手続きが終了した後に有効となります。解約手続き終了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
  2. 前項の規定にかかわらず、本サービスによる取引において未処理のものがある
- 等、当行が必要と認めた場合については、即時に解約できない場合があります。な お、当該手続きには本利用規定が適用されます。
- 契約者が当行に対し本サービスに関する何らかの債務を負担している場合は、 解約時に全額を支払うものとします。
- 当行が解約の通知を届け出の住所にあてて発信した場合に、その通知が契約 者の受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったとき、または延着したときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。 5. 代表口座が解約されたときは、本サービスは解約されたものとみなします。
- 6. 利用口座が解約されたときは、その口座にかかる本サービスは解約されたものと
- 7. 契約者に次の各号の事由が1つでも生じたときは、当行はいつでも契約者に通
- 知することなく、本サービスの利用を一時停止し、または本規定に基づく契約を解約 できるものとします
- (1) 支払停止または破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特別清 算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続き開始の申立があ ったとき、あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは 競売手続きの開始があったとき
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

- (3) 住所変更の届け出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行にお いて契約者の所在が不明になったとき
- 相続の開始があったとき
- (5) 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき
- 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき解散、その他営業活動を休止したとき
- 本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を届出たことが判明したとき (9) 本規定に違反したとき
- その他、前各号に準じ、当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由が 発生したとき
- 8. 当行は、本サービスの利用者として契約者が本規定上、不適切であると判断し た場合には、契約者に予め通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停 止することができます。ただし、当行はこの規定により、契約者に対して一時停止措 置義務を負うものではありません。

## 第17条(サービスの休止)

当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、利用 時間中であっても契約者に連絡することなく本サービスを一時停止または中止するこ とができるものとします。この休止の時期及び内容については、前記第10条の通知方 法によりお知らせします。

#### 第18条(禁止行為)

- 1. 契約者は、本規定に基づく契約者の権利および預金等を譲渡、質入れ等するこ とはできません。
- 2. 契約者は、本規定に定める事項を遵守する他、本サービスにおいて以下の行為 をしてはならないものとします。また、当行は、契約者が本サービスにおいて、以下の 行為を行い、または行うおそれがあると判断した場合、必要な措置を講じることがで
- 公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪的行為に結びつく行為
- 他の契約者または第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、 またはそのおそれのある行為
- (4) 他の契約者または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為 (5) 他の契約者または第三者を誹謗中傷するような行為 (6) 他の契約者または第三者に不利益を与えるような行為

- 本サービスの運営を妨げるような行為
- 本サービスで提供される情報を不正の目的をもって利用する行為
- 当行の信用を毀損するような行為
- 風説の流布、その他法律に反する行為 自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったり、または他の人物や組織との提携、協力関係を偽る等の行為 (12) その他、当行が不適当・不適切と判断する行為

#### 第19条(準拠法)

本規定の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとし

## 第20条(合意管轄)

本サービスの利用に関して万一紛争が生じ、やむを得ず訴訟を必要とする場合に は、金沢地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

- 第21衆(取引の移首) 1. 代表口座兼サービス利用口座の取引を契約者の都合で移管する場合、本規 定に基づく契約は解約となりますので、取引移管後も本サービスを利用していただ 〈場合には、取引移管後の口座で新たに契約の手続きを行ってください。 2. 代表口座兼サービス利用口座の取引が店舗の統廃合等、銀行の都合で移管

## 〈サービス利用内容〉

## 第1条(サービス内容)

- 契約者は、本サービスにおいて、次の各種取引が利用できるものとします。
- 1. 照会サービス
- 2. 振込・振替サービス
- 3. 一括伝送サービス (1) 総合振込
- (2) 給与·賞与振込
- (3) 地方税納入サービス
- (4) 口座振巷
- (5) IS-NET代金回収 4. 料金払込サービス〈Pay-easy (ペイジー) 〉 5. メッセージ・電子メール通知サービス
- その他当行が今後追加するサービス

# 第2条(サービス使用者の指定)

- 1. サービス使用者のうち、基本サービスに関する全ての利用権限を有する者を「管 理者」とし、契約者が指定するものとします。
- 「管理者」は、当行が定める方法により、当行所定の数に至るまで「他のサービス使用者(以下「利用者」という)を任意に指定し、利用者毎に基本サービス利用権限等を設定することができるものとします。ただし、他の管理者を指定することはでき

#### 第3条(IDおよびパスワードの届出・設定)

- 1. 管理者関連
  - 「管理者が使用する管理者仮ログオンパスワード(以下「仮ログオンパスワー ド」という)、管理者仮確認パスワード(以下「仮確認パスワードという)」は、契約 者があらかじめ当行所定の申込書により当行宛届出るものとします。
- 2) 当行は、申込に基づき作成した「契約者番号」、「管理者が使用する利用者 コード(以下「管理者コード」という)」、「管理者が使用する可変パスワード(以下 「管理者可変パスワード」という)」を『法人・個人事業主さま向けインターネットバンキング「北國ウェブ・アクセス」ご利用カード』(以下「ご利用カード」という)等に記載し、契約者の届出住所宛に郵送することにより通知します。
- (3) 管理者はセキュリティ確保のため初回ログオン時に「仮ログオンパスワード」と 「仮確認パスワード」の変更を行う必要があります。変更にあたっては、生年月日 や電話番号等第三者から推測可能な番号の指定は避けるとともに、第三者に知 られないように厳重に管理するものとします。
- 万が一、ご利用カードを紛失した場合や、「管理者ログオンパスワード」・「管理 者確認パスワード」(以下両パスワードを総称して「管理者パスワード」という)お よび「管理者可変パスワード」を失念または漏洩した場合は、契約者は速やかに 当行制定の書面により当行へ届出るものとします。この届出があった場合には、 当行は本サービスの全てを中止する措置を講じます。当行への届出の前に生じ た指害については、当行は青仟を負いません。

- (5) 契約者は、書面による届出または端末からの操作により、管理者パスワードを 随時変更することができるものとします。
- (6) 書面により管理者パスワードを変更する場合は、変更後の管理者仮ログオン パスワードなど当行が指定する必要事項を記入のうえ、当行制定の書面により 当行に届出るものとします。当行は前記(2)の取扱いに準じて変更・通知します。
- (7) 端末から管理者パスワードを変更する場合は、当行が指定する方法により変 更前および変更後の管理者パスワードを当行に送信し、当行が受信した変更前の管理者パスワードと当行が保有している最新の管理者パスワードが一致した場合には、当行は契約者からの正式な届出として管理者パスワードの変更を 行います。
- (8) セキュリティ確保のため管理者パスワードは一定期間毎あるいは不定期に変 更するようにしてください。

#### 2. 利用者関連

- (1) 「利用者が使用するログオンパスワード(以下「利用者ログオンパスワード」と いう)」、「利用者が使用する利用者コード(以下「利用者コード」という)」、および 「利用者が使用する確認パスワード(以下「利用者確認パスワード」という)」は、 前記第2条の利用者指定時において管理者が任意に設定できるものとします。
- (2) 設定が完了した「利用者ログオンパスワード」「利用者コード」「利用者確認パスワード」(以下総称して「利用者パスワード」という)、および「契約者番号」は、管理者が責任を持って利用者宛通知するとともに、利用者に対して管理者パスワードと同等の注意を持って取扱うよう徹底させるものとします。
  (3) 管理者は、端末からの操作により、管理者パスワードと同様に利用者パスワー
- ドを随時変更することや、利用者パスワードの再設定を行うことができるものとします。 (4) 利用者が、利用者パスワードを失念・漏洩等した場合は、管理者は当該パス
- ワードの再設定・再登録等を直ちに行えるよう徹底するものとします。 (5) 上記の管理者が行う、利用者パスワードの設定・再設定・再登録等の一連の 行為に関して損害等が発生した場合は、当行は責任を負いません。

- 第4条(本人確認) 1. 当行は、基本サービス利用の都度、端末から送信された契約者番号・利用者 コード(管理者コード)・管理者可変パスワード・管理者ログパンフードとあらかじめ当行に登録された契約者番号・利用者コード(管理者コード)・管理者可変パ スワード・管理者ログオンパスワードの一致を確認することにより本人確認を行います。 また、一部の基本サービスについては、上記にあわせて、端末から送信された確 認パスワードとあらかじめ当行に登録された確認パスワードの一致を確認すること
- により本人確認を行います。 2. 前項の本人確認を適正に実施したうえは、契約者番号・利用者コード(管理者 ・ 前環の予入権職を過点に支配した人間により、行用者は「作品者は コード)・管理者可変パスワード・管理者パスワードにつき不正使用その他の事故 があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 したがって、契約者番号・利用者コード(管理者コード)・管理者可変パスワード・ 管理者パスワードは、他人に知られないよう契約者自身の責任において厳重に管
- 理してください。当行職員がこれらの内容を尋ねることはありません。
- 3. 契約者が、当行に登録されたパスワードと異なるパスワードを、当行所定の回数 を連続して入力した場合、当該契約者の基本サービスの利用を停止します。
- 4. 当行は、契約者が本サービスにログオンした時に追加認証チェックを行い 追加認証の要不要について判断します。追加認証が必要と判断された場合 は追加認証画面を表示し、契約者が追加認証設定にて当行に登録された 質問のいずれかを1つ表示し、登録された回答(登録された質問および回答 を合わせて以下「追加認証情報」という)を入力することにより本人確認を 行います。なお、当行に登録された回答と異なる回答を、当行所定の回数を 連続して入力した場合、当該契約者の基本サービスの利用を停止します。

## 第5条(基本サービスの依頼方法)

1. 依頼の方法

当行が前条により契約者本人であることを確認した後、契約者はサービスに必 要な事項を当行が指定する方法により、正確に当行宛送信するものとします。

# 2. 依頼内容の確定

当行は、契約者からの依頼内容を契約者が依頼のために用いた端末に表示し ます。契約者はその内容が正しい場合には、当行の指定する方法により確認した旨送信するものとし、当行がそれを確認したことにより、サービスの依頼が確定したも のとします。

# 3. 依頼内容の確認

- (1) 依頼内容および処理結果について資金の移動を伴う場合は、受付完了確認 画面・依頼内容照会機能・入出金明細照会機能、普通預金通帳への記帳、または当座勘定照合表等により、契約者の責任においてその取引内容を照合して ください。万が一、取引内容に相違がある場合は、ただちにその旨を取引店に連
- (2) 依頼内容等について、契約者と当行の間に疑義が生じたときは、当行が保存 する電子的記録等の取引内容を正当なものとして取扱います。

#### 第6条(照会サービス)

1. 照会サービスの内容 照会サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、ご利用口座のうち契約者 が指定する口座の当行所定の時点における残高、および当行所定の期間内にお ける入出金明細等の口座情報を提供するサービスです。なお、口座情報を提供す る口座(以下「照会口座 |という)の種目は当行所定の種目とします。 2. 提供内容の変更・取消

生した場合、提供した口座情報について変更または取消すことがあります

#### なお、このような変更または取消のために生じた損害については、当行は責任を 負いません

第7条(振込・振替サービス) 振込・振替サービスは、ご利用口座のうち契約者が指定する口座について、振込・振替およびそれらに付随する当行所定の取引を行うことができるサービスです。

当行が口座情報を提供した後で、当該口座の取引内容に取消・訂正等が発

#### 1. 振込サービス (1) 振込サービスの内容

振込サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、契約者が指定するご 利用口座(以下「振込資金支払指定口座」という)から振込資金を払出しのうえ、 ご利用口座を除く「全国銀行データ通信システム」に加盟している当行または他 行の国内本支店の預金口座(以下「振込資金入金指定口座」という)宛に振込 の依頼を行うサービスです。

なお、当行以外の金融機関宛の振込のうち、一部の金融機関宛の振込につ いては取扱いできない場合があります。

# (2) 振込限度額

振込サービスによる各振込指定日1日あたりの振込金額は、申込書によりあら かじめ契約者が届出た振込限度額の範囲内とします。この振込限度額は当行 所定の金額の範囲内とします。

(3) 振込指定日

契約者は振込指定日として、当行所定の銀行営業日(7営業日後の指定日まで)を指定することができます。なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の銀行営業日を変更することがあります。

、当座預金については、銀行休業日の入出金はできないものとします。

当行は、前記第5条2項により依頼内容が確定した場合は、原則として振込 指定日に、本サービス関連契約の各約定の定めにかかわらず、預金通帳、払戻請求書、当座小切手の提出なしに振込資金を振込資金支払指定口座から払出しのうえ、振込資金入金指定口座宛に振込手続きを行います。

(5) 振込手数料の引落し

- ①上記振込に関する振込手数料ならびにこれに係る消費税等相当額(以下 「振込手数料相当額」という)については、本サービス関連契約の各約定の定 めにかかわらず、預金通帳、払戻請求書、当座小切手の提出なしに自動引落
- ②振込手数料は振込手数料相当額のみを1ヶ月分取りまとめのうえ合算して当行所定の日に代表口座から自動引落しする方法(後収扱い)とします。

## (1) 振替サービスの内容

振替サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、契約者が指定するご利用口座(以下「振替資金支払指定口座」という)から振替資金を払出しのうえ、 別のご利用口座(以下「振替資金入金指定口座」という)宛に振替手続きを行う

(2) 振替限度額

振替サービスによる各振替指定日1日あたりの振替金額は、前記第7条1. (2)項記載の限度額と同一とします。この振替限度額は当行所定の金額の範囲 内とします。

(3) 振替指定日

契約者は振替指定日として、当行所定の日(7営業日後の指定日まで)を指定することができます。なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の振替指定日を変更することがあります。

当行は、前記第5条2項により依頼内容が確定した場合は、原則として振替 指定日に、本サービス関連契約の各約定の定めにかかわらず、預金通帳、払戻請求書、当座小切手の提出なしに振替資金を振替資金支払指定口座から払出しのうえ、振替資金入金指定口座宛に振替手続きを行います。

3. 振込・振替の不能事由等

次のいずれかに該当する場合、当行はその振込または振替(以下「振込・振替」 という)の依頼がなかったものとして取扱います。

(1) 振込または振替の決済資金が、振込資金支払指定口座または振替資金支 払指定口座(以下「支払指定口座」という)から払出すことができる金額(当座 貸越により払戻できる金額を含む)を超える場合。

ただし、支払指定口座からの払出しがこのサービスによるものに限らず複数あ る場合で、その払出しの総額が支払指定口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払出すかは当行の任意とします。なお、指定日当日の当行の振込・振替手続き時に一度不能となった振込・振替の依頼については、指定日当日に資金の入金があっても振込・振替は行われません。

契約者より支払指定口座に関する支払停止の届出があり、それにもとづき当 行が所定の手続きを完了している場合。

差押等やむを得ない事情のため、当行が振込・振替を取扱うことが不適当と

(4) 振替サービスにおいて、振替資金入金指定口座が解約されている場合。

(5) 振込資金入金指定口座または振替資金入金指定口座に対して、口座名義 人から入金禁止の手続きがとられている場合。

4. 振込資金の返却

振込サービスにおいて「入金指定口座該当なし」等の事由により振込先金融機関から振込資金が返却された場合は、当行はその振込資金を振込資金支払指定 口座に入金するものとします。この場合、振込手数料相当額は返却いたしません。

5. 依頼内容の変更・取消・組戻

場合は、当行所定の時限内であれば、契約者は端末を用いて当行が指定する方 法により取消を行うことができるものとします。

また、当行がやむをえないものと認めて組戻または変更を承諾する場合には、当行は契約者から当行所定の依頼書の提出を受け、当行所定の組戻手数料等を受入れたうえで、その手続きを行うものとします。この場合、振込手数料相当額は返

# 第8条(一括伝送サービス)

1. 一括伝送サービスの内容

・括伝送サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、総合振込・給与(賞 与)振込・地方税納入・口座振替・IS-NET代金回収の各データを一括して伝送

2. 総合振込サービス

(1) 総合振込の内容

新行振込の内谷 当行は、申込書記載の代表口座・利用口座店を取りまとめ店として、契約者 からの依頼に「一括伝送サービス」を利用した総合振込事務を受託します。 ①「支払指定口座」は代表口座とします。また、振込先として指定できる取扱店 は、「全国銀行データ通信システム」に加盟している当行または他行の国内本 支店とし、振込を指定できる預金口座(以下「入金指定口座」という)は当行 所定の種目とします。

②振込依頼はあらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。ま た、振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料(消費税等相当額を含 む)を当行所定の方法によりお支払いいただきます。

③当行は、依頼を受けたデータにもとづき、振込指定日に入金指定口座に入金 ③当行は、依頼をマリたノーフトロこうでは、近日には、かまう振込手続きを行います。 ④当行は、振込受取人に対して、入金についての通知は行いません。

⑤総合振込内の機能として、従業員宛経費支払振込を当行所定の手数料で行 うことができます。ただし、従業員以外への振込を従業員宛経費支払振込と して手続きした場合は、当該振込を含む総合振込に対して通常の振込手数 料相当額をいただきます。

振込限度額の設定

各振込指定日1日あたりの振込限度額は、前記第7条1.(2)項記載の限度

ただし、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の振込限度額を変更 することがあります

(3) 振込指定日

製約者は振込指定日として、当行所定の銀行営業日(20営業日後までの振 込指定日)を指定することができます。なお、当行は契約者に事前に通知するこ となく当行所定の銀行営業目を変更することがあります。

①振込資金は、あらかじめ指定された日時までに支払指定口座へ入金してください。 ②当行は、前記第5条2項により依頼内容が確定した場合は、原則として振込 指定日に、本サービス関連契約の各約定の定めにかかわらず、預金通帳、払 戻請求書、当座小切手の提出なしに振込資金を支払指定口座から自動振 替により引出し、振込手続きを行います。

(5) 振込手数料の引落し

①上記振込に関する振込手数料相当額については、本サービス関連契約の各 約定の定めにかかわらず、預金通帳、払戻請求書、当座小切手の提出なしに 自動引落します。

座から振込手数料相当額を自動引落しする方法とします。

②振込手数料は、振込指定日当日に支払いの場合は、ご選択いただいた利用 口座から振込手数料相当額を自動引落しする方法とします。 1ヵ月分取りまとめのうえ合算して当行所定の日に支払いの場合は、代表口

(6) 振込の不能事由等

次のいずれかに該当する場合、当行はその振込依頼はなかったものとして取 扱います。

①振込資金が、支払指定口座から払出すことができる金額(当座貸越により払 戻できる金額を含む)を超え、所定の時限までに自動引落しできなかった場合。 ただし、支払指定口座からの払出しがこのサービスによるものに限らず複数 ある場合で、その払出しの総額が支払指定口座より払出すことができる金額 を超えるときは、そのいずれを払出すかは当行の任意とします。なお、振込資 金決済が不能となった振込依頼については、所定の時限後に資金の入金が あっても振込は行われません。

②契約者より支払指定口座に関する支払停止の届出があり、それにもとづき当 行が所定の手続きを完了している場合。

③差押等やむを得ない事情のため、当行が振込を取扱うことが不適当と認めた

(7) 振込資金の返却

総合振込において「入金指定口座該当なし」等の事由により振込先金融機関から振込資金が返却された場合は、当行はその振込資金を支払指定口座に 入金するものとします。この場合、振込手数料相当額は返却いたしません。

(8) 依頼内容の変更・取消・組戻

前記第5条2項により依頼内容が確定した場合でも、当行所定の時限内で あれば、契約者は端末を用いて当行が指定する方法により取消を行うことができ るものとします。

また、当行がやむをえないものと認めて組戻または変更を承諾する場合には、 当行は契約者から当行所定の依頼書の提出を受け、当行所定の組戻手数料 等を受入れたうえで、その手続きを行うものとします。この場合、振込手数料相当 額は返却いたしません。

3. 給与振込サービス

(1) 給与振込の内容

①当行は、申込書記載の代表口座店をとりまとめ店として、契約者が契約者の 役員ならびに従業員(以下「受給者」という)に対して支給する報酬、給与・賞 与(以下「給与」という)を、「一括伝送サービス」を利用して受給者が契約者 に対して指定する預金口座へ振込む事務を受託します。

②「支払指定口座」は代表口座・利用口座とします。また、受給者が振込先として指定できる取扱店は、「全国銀行データ通信システム」に加盟している当行または他行の国内本支店とし、振込を指定できる預金口座(以下「入金指定口座」というは、受給者本人名義の口座で当行所定の種目とします。

③当行に給与振込を依頼する場合は、事前に振込先口座の確認を行い、「給 与振込口座確認書」により当行宛通知してください。当行は、取扱店に対して、 受給者の預金口座の確認を依頼し、結果を「給与振込口座確認依頼書」等

④振込依頼はあらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。ま た、振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料(消費税等相当額を含む)を当行所定の方法によりお支払いいただきます。

⑤当行は、依頼を受けたデータにもとづき、振込指定日に入金指定口座に入金 するよう振込手続きを行います。

⑥当行は、受給者に対して、入金についての通知は行いません。

(2) 上限金額の設定

各振込指定日1日あたりの振込限度額は、前記第7条1.(2)項記載の限度 額と同一とします。ただし、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の 振込限度額を変更することがあります。

契約者は振込指定日として、当行所定の銀行営業日を指定することができま す。なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の銀行営業日を変更することがあります。

(4) 振込手続き

①振込資金は、あらかじめ指定された日時までに支払指定口座へ入金してくだ

②当行は、前記第5条2項により依頼内容が確定した場合は、原則としてあら かじめ指定された日時までに、本サービス関連契約の各約定の定めにかかわ らず、預金通帳、払戻請求書、当座小切手の提出なしに振込資金を支払指 定口座から自動振替により引出し、振込手続きを行います。

(5) 振込手数料の引落し ①上記振込に関する振込手数料相当額については、本サービス関連契約の 各約定の定めにかかわらず、預金通帳、払戻請求書、当座小切手の提出な しに自動引落します。

②振込手数料は、振込指定日当日に支払いの場合は、ご選択いただいた利 用口座から振込手数料相当額を自動引落しする方法とします。

1ヵ月分取りまとめのうえ合算して当行所定の日に支払いの場合は、代表 口座から振込手数料相当額を自動引落しする方法とします。

(6) 振込の不能事由等 次のいずれかに該当する場合、当行はその振込依頼はなかったものとして取 扱います。

①振込資金が、支払指定口座から払出すことができる金額(当座貸越により払 戻できる金額を含む)を超え、所定の時限までに自動引落してきなかった場合。 ただし、支払指定口座からの払出しがこのサービスによるものに限らず複数 ある場合で、その払出しの総額が支払指定口座より払出すことができる金額 を超えるときは、そのいずれを払出すかは当行の任意とします。なお、振込資

金決済が不能となった振込依頼については、所定の時限後に資金の入金が あっても振込は行われません。

②契約者より支払指定口座に関する支払停止の届出があり、それにもとづき当 行が所定の手続きを完了している場合。

③差押等やむを得ない事情のため、当行が振込を取扱うことが不適当と認めた

(7) 振込資金の返却

総与振込において「入金指定口座該当なし」等の事由により振込先金融機関から振込資金が返却された場合は、当行はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、振込手数料相当額は返却いたしません。

(8) 依頼内容の変更・取消・組戻

前記第5条2項により依頼内容が確定した場合でも、当行所定の時限内で あれば、契約者は端末を用いて当行が指定する方法により取消を行うことができ るものとします。

また、当行がやむをえないものと認めて組戻または変更を承諾する場合には、 当行は契約者から当行所定の依頼書の提出を受け、当行所定の根果手数料等を受入れたうえで、その手続きを行うものとします。この場合、振込手数料相当 額は返却いたしません。

4. 地方税納入サービス

(1) 地方税納入サービスの内容 ①当行は、申込書記載の代表口座店を納付場所として、契約者が特別徴収義 務者として契約者の役員ならびに従業員(以下「従業員」というに関わる市 区町村民税(以下「住民税」という)を各地方公共団体に納付する事務の取 扱を受託します

②「支払指定口座」は代表口座とします。また、納付先として指定できる地方公

共団体は、当行所定の地方公共団体とします。 ③納付依頼はあらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。ま た、納付の受付にあたっては、当行所定の取扱手数料(消費税等相当額を含 む)を当行所定の方法によりお支払いただきます

④当行は、依頼を受けたデータにもとづき、納付指定日(毎月10日、休日の場合はその翌営業日)に納付先の地方公共団体宛に納付手続きを行います。

⑤当行は、納付手続き完了後、契約者に対して領収証書を交付します。 納付指定日 納付指定日は、毎月10日(休日の場合は翌営業日)とします。

①納付資金は、あらかじめ指定された日時までに支払指定口座へ入金してくだ

②当行は、前記第5条2項により依頼内容が確定した場合は、原則として納付 指定日に、本サービス関連契約の各約定の定めにかかわらず、預金通帳、払 戻請求書、当座小切手の提出なしに納付資金を支払指定口座から自動振 替により引落し、納付指定日当日に納付手続きを行います。

③契約者の依頼にもとづき当行が作成した納付書等について、納付先の市区 町村から当行に対して納付内容の照会があった場合には、当行は依頼内容 について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答してくだ

(4) 上限金額の設定

地方税納付における限度額は、前記第7条1.(2)項記載の限度額と同一と します。ただし、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の限度額を変 更することがあります。

(5) 依頼内容の取消

が終わるシストラ 前記等5条2項により依頼内容が確定した場合でも、当行所定の取消時限 内であれば、契約者は端末を用いて当行が指定する方法により取消を行うこと ができるものとします。

なお、当行所定の取消時限後においては取消・追加・変更はできませんので、金 額等の変更がある場合は、納付先の各市区町村と協議してください。

(1) 口座振替の内容 ①当行は、申込書記載の代表口座店を取りまとめ店として、申込書記載の料金 等について、契約者が依頼する「一括データ伝送サービス」を利用した口座 振替による収納事務の取扱を受託します。 ②口座振替の取扱店の範囲は、当行国内本支店とし、口座振替を指定できる

預金口座は、当行所定の預金種目とします。

口座振替依頼書の受理

①当行の取扱店が預金者から口座振替の依頼を受けたときは、口座振替依頼 書(以下「口振依頼書」という)および口座振替申込書(以下「口振申込書」と いう)を提出いただきます。

②契約者が預金者から口座振替の依頼を受けたときは、口振依頼書および口 振申込書を当行の取りまとめ店および当行口振登録センターに送付してください。当行は記載事項を確認し、口振依頼書に印相違その他の不備事項があ るときは、これを受理せず理由を付記して契約者に返却します。

振替日は申込書記載の日とします。振替日を変更する場合は、契約者より預 金者に対して周知徹底をはかるものとし、当行は預金者に特別な通知等は行い

(4) 口座振替の依頼

口座振替の依頼はあらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってくだ

(5) 口座振替手続き

(1) 当行は、依頼をうけた請求明細に基づいて、預金者の預金口座から口座振替処理を行います。この預金者の預金口座からの引落しは、預金者から当行に提出された口振依頼書に基づいて行うめのとします。

②預金者の預金口座から引落したときは、通帳の摘要欄には、契約者より指定さ れた内容を表示します。

③預金者の預金口座からの引落しが複数ある場合で、その引落し総額が預 金口座より引落すことができる金額を超えるときは、そのいずれを引落すかは当 行の任意とします。

口座振替結果 契約者は、当行所定の日時以降に、口座振替結果明細をサービス画面により 確認してください。

(7) 口座振替資金の入金

当行は、当行所定の日時までに、口座振替資金を代表口座へ入金します。 (8) 預金者への通知等

当行は、口座振替に関して、預金者への領収書、振替済通知書等の作成・ 郵送、または入金の督促等は行いません。

(9) 取扱手数料

①口座振替の手続きにあたっては、当行所定手数料の合計額およびこれに係る 消費税等相当額をお支払いいただきます。なお、取扱件数に係る手数料につ

いては、口座振替請求件数1件ごとの口座振替手数料とします。 ②取扱手数料は、口座振替資金から差引する方法(差引入金扱い)と1ヵ月分取りまとめのうえ合算して当行所定の日に代表口座から自動引落しする方法(別途徴求扱い)の何れかを選択できるものとします。

(10) 停止通知

口座振替による収納を停止するときは、その預金者の氏名・預金口座等を当 行の取りまとめ店に契約者任意の書面により通知してください。

(11) 解約·変更通知

当行は、預金者の申出または当行の都合により、預金者との口座振替契約を 解約または変更したときは、契約者にその旨通知します。 ただし、預金者が当該預金口座を解約したときはこの限りではありません。

6. IS-NET代金回収サービス

(1) IS-NET代金回収の内容

①当行と利用契約を締結した契約者より代金回収の依頼を受け、代金回収 先(以下、「預金者」という)の預金口座が当行本支店他県内外の他行本支 店の場合でも、その預金口座からの振替資金を契約者の口座に一括して入

②当行は、利用申込書記載のご入金口座店を取りまとめ店として、利用申込書記載の料金等について、契約者が依頼する「一括データ伝送サービス」を利用したIS-NET代金回収による収納事務の取扱を受託します。
③IS-NET代金回収の取扱店の範囲は、国内提携金融機関とし、IS-NET代金回収を指定できる預金口座は、当行所定の預金種目とします。

④契約者は本サービスにおいて、次の各種取引が利用できるものとします。

-標準型サービス-契約者の請求明細及び再請求明細による通常の代金回収サービス

- 再振巷サービス-振替結果明細が「資金不足」の場合、提携金融機関扱いについて、希望に

より振替日の7営業日後に再振替明細を自動作成するサービス (2) IS-NET代金回収サービス利用申込書の受理

①当行の取扱店が預金者からIS-NET代金回収の依頼を受けたときは、所定 の申込書を提出いただきます。

②契約者が預金者からIS-NET代金回収の依頼を受けたときは、当行所定の 申込書を取りまとめ店および当行口振登録センターに送付してください。当 行は記載事項を確認し、所定の申込書に印相違その他の不備事項がある ときは、これを受理せず理由を付記して契約者に返却します。 (3) 振替日及び受付時間・最終時限等

37 旅行日及び支刊所申請、取得が展示 ① 振替日は利用申込書記載の日とします。ただし、振替日が銀行休業日となる場合は原則翌営業日の振替となります。振替日を変更する場合は、契約 者より預金者に対して周知徹底を図るものとし、当行は預金者に特別な通

②当行が受理した後の請求明細は、原則として取消依頼することはできま ③取消できるのは引落金融機関にデータを送信する日の前営業日の12時ま

④受付時間・最終時限等は、当行所定の時限までに行うものとします。

(4) IS-NET代金回収の依頼

IS-NET代金回収の依頼はあらかじめ指定された日時までに所定の方法で行っ

(5) IS-NET代金回収手続き

①口座振替請求を依頼する場合は、当行所定の方法により所定の時限まで に口座振替を請求してください。また、口座振替請求については原則取消できません。ただし、取消内容の内容等によりやむをえず取消する場合は、当行所定の方法によりデータ取消手続きを行ってください。 ②当行および提携金融機関は、依頼を受けた請求明細に基づいて、振替日に

預金者の預金口座から口座振替処理を行います。この預金者の預金口座 からの引落しは、預金者から当行に提出された申込書に基づいて行うもの

③当行は、当行および提携金融機関における申込書の引落処理による振替 資金を取りまとめ、当行所定の日までに当行の取りまとめ店における申込書 記載の契約者の入金口座に入金します。

は当行および提携金融機関の任意とします。 IS-NET代金回収口座振替結果

契約者は、当行所定の日時以降に、口座振替結果明細をサービス画面により (7) IS-NET代金回収口座振替資金の入金

当行は、当行所定の日時までに、口座振替資金を代表口座・利用口座へ入金

(8) 預金者への通知等 当行は、IS-NET代金回収口座振替に関して、預金者への領収書、振替済通 知書等の作成、郵送、または入金の督促等は行いません。

(9) 取扱手数料 

手粉料とします。

③代金回収手数料の支払方法

A. 提携金融機関扱い

振替手数料および取扱手数料ならびにこれに係る消費税等を1ヶ月分取 りまとめのうえ、合算して当行所定の日に申込書記載の手数料引落口座

から自動的に引落しいたします。 B. 再委託扱い(石川コンピュータ・センター扱い、りそな決済サービス扱い) 振替手数料および取扱手数料ならびにこれに係る消費税等を口座振替 資金から差引いたします。

④本サービスの手数料は、当行所定の方法により普通預金規定、総合口座 取引規定、当座勘定規定(当座勘定貸越約定を含む)の各約定の定めに かかわらず、預金通帳および払戻請求書、当座小切手の呈示なしに手数料 引落口座から自動的に引落します。

- ⑤当行は本サービスの手数料等について、新設あるいは改定する場合があります。ただし、実施日前に、当行所定の方法により、その効力発生日を含め内容を掲示します。掲示された効力発生日以降に本サービスを利用した場 合、契約者は、その内容を異議なく承諾したものとします。 契約者は、この新設、改定等に同意されない場合、この契約を解約することができます。
- ⑥本サービスの手数料の通知は、当行所定のホームページから確認するもの

(10) 口座振替の解約・変更通知

- (1)預金者の引落指定口座が当行にある場合、預金者の申し出または提携金融機関の都合により預金者との預金口座振替契約を解約または変更したときは、当行は契約者にその旨を通知します。
- ②預金者の引落指定口座が提携金融機関にある場合、預金者の申し出また は提携金融機関の都合により預金者との預金口座振替を解約または変更 した旨、当行が提携金融機関より通知を受けたときは、当行は契約者にそ
- ③口座振替契約の解約手続きは、契約者が当行所定の方法により行うもの

#### 第9条(料金払込サービス〈Pay-easy(ペイジー)〉)

- 1. 料金払込サービス〈Pay-easy (ペイジー) 〉の内容 (1) 契約者の端末からの依頼にもとづき、契約者が指定するご利用口座(以下 「払込資金支払指定口座」という)から税金、手数料、料金等(以下、「料金等」といいます。) 払込資金を払出しのうえ、当行所定の収納機関に対する各種「料金 等」の払込を行うサービスです。なお、払込資金支払指定口座の種目は当行所 定の種目とします
- (2) 利用時間は当行所定の利用時間内としますが、収納機関の都合により、利用時間であっても取扱いできない場合があります。また、当行はこの利用時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。
- 当行は払込に係る領収書(領収証書)を発行しません。また、収納機関も領収 書(領収証書)を発行しない場合があります。
- (4) 収納機関が指定する払込に必要な番号を当行所定の回数以上誤って入力 した場合に利用を停止します。

#### 2.限度額の設定

1日あたりの限度額は、前記第7条1.(2)項記載の限度額と同一とします。ただし、当行は契約者に事前に通知することなく払込限度額を変更することがあります。

3. 払込手続き 当行は、前記第5条2項により依頼内容が確定した場合は、本サービス関連契 約の各約定の定めにかかわらず、預金通帳、払戻請求書、当座小切手の提出なし に払込資金を払込資金支払指定口座から払出しのうえ、払込手続きを行います。

4. 払込の不能事由等 次のいずれかに該当する場合、当行はその払込の依頼がなかったものとして取 扱います。

- (1) 決済資金が、払込資金支払指定口座から払出すことができる金額(当座貸 越により払戻できる金額を含む)を超える場合。 (2) 契約者より払込資金支払指定口座に関する支払停止の届出があり、それにも
- とづき当行が所定の手続きを完了している場合。
- 差押等やむを得ない事情のため、当行が払込を取扱うことが不適当と認めた
- (4)契約者からの払込依頼内容について、所定の確認ができなかった場合。

## 5. 依頼内容の変更・取消

- (1) 前記第5条2項により依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または 取消はできないものとします
- (2) 収納機関からの連絡により、一度受付けた払込について、取消となる場合が あります。
- (3) 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納等に 関する照会については収納機関に直接お問い合わせください。

## 第10条(メッセージ・電子メール通知サービス)

(1) メッセージ・電子メール通知サービスの内容 メッセージ・電子メール通知サービスは、基本サービスログオン後の「メッセージ 画面」や電子メールにより、次の情報を契約者宛通知するサービスです。

①一般メッセージ(お知らせ)

新サービス・キャンペーン・お得な商品等に関する情報 ②システムメッセージ(お取引内容) 「振込・振替」や「一括伝送サービス」等の取引受付・資金決済状況・取引 結果等のご案内や、サーバーメンテナンスのご連絡等の本サービス運営に関 する重要な情報

(2) 電子メール通知サービスの取扱いについて

- ①契約者は、電子メール通知サービスを利用するに際して、一般メッセージ受信 の可否を端末からの操作により随時変更することができるものとします。ただし、
- システムメッセージについては受信拒否の登録はできません。
  ②契約者宛に電子メールを配信した際に、登録アドレスが認識できない・受信 拒否登録がされている等の理由で一定回数未達であった場合は、当行の判断により、契約者宛へ通知することなしに電子メールアドレスの登録を解除で きるものとします。
- ③配信した電子メールから他社の管理するウェブサイトにリンクする場合がありま すが、リンク先ホームページに関する情報は、そのホームページ運営者が提供 する情報であり、当行が提供する情報ではありません。このため当該情報に起 因または関連して生じた一切の損害について当行は責任を負わないものとし

(3) 情報の利用について

契約者は、当行から配信する情報の内容を無断転送、または2次流用するこ とはできないものとします。

# 第11条(電子決済等代行業者のサービスの利用)

- 1. 契約者は、当行が契約を締結している先として公表する電子決済等代行 業者(以下「利用可能サービス業者」といいます。)のサービスを自己の判 断により利用する場合に限り、「契約者番号」、「管理者(利用者)コー ド」、「管理者(利用者)ログオンパスワード」、「管理者可変パスワード」 および「追加認証情報」(以下これらを総称して「本人認証情報」という) を利用可能サービス業者に提供することができるものとします。なお、本 人認証情報以外の情報については、利用可能サービス業者に対しても提 供しないものとします。
- 2. 利用可能サービス業者のサービスの利用は契約者の判断により行うもの とし、その信頼性や正確性等について当行は責任を負いません。
- 3. 契約者が利用可能サービス業者に本人認証情報を提供している場合であ っても、契約者の本人認証情報によるログオンがあった場合、当行は契約 者ご本人からの操作とみなします。

- 4. 当行は、当行の判断により、随時利用可能サービス業者から特定の電子 決済等代行業者を除外することができるものとし、当行ホームページ等 公表します。その場合、当該電子決済等代行業者に本人認証情報を提供 していた契約者は速やかに管理者ログオンパスワードおよび利用者ログオ ンパスワードを変更するものとします。
- 5. 契約者が本人認証情報を提供していた電子決済等代行業者のサービスの 利用を取りやめる場合は、契約者の責任において、当該サービスの解約及 び管理者(利用者)ログオンパスワードの変更を行うものとします。

#### 反社会的勢力の排除に係る規定

#### 1. (反社会的勢力との取引拒絶)

当行との各種預金取引、その他の取引や当行が提供するサービス等 (以下、これらの取引やサービスを総称して「取引」といい、取引に係る契 (以下、これらの取りでリーと人を総称して「取り」ことが、取りに保る突 約・規定・規定を「原契約」といいます。)は、お客さま(本規定においては 取引にかかる代理人および保証人を含みます、以下同じ)が第2条第1項 第1号、第2号、第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用する でき、第2条第1項第1号、第2号または第3号AからEの一にて も該当すると当行が判断する場合には、当行は取引の開始をお断りするも

2. (取引の停止、口座の解約)

- (1)次の各号の一にでも該当すると当行が判断し、お客さまとの取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には当行は取引を停止 し、またはお客さまに通知することにより原契約を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は 責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、そ
- ①お客さまが取引の申込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告を ヒが判明した場合
- ②お客さまが、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以本の本)を大きないます。 下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該 当することが判明した場合
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を
- 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者 に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど
- の関与をしていると認められる関係を有するこ
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会 的に非難されるべき関係を有する
- ③お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当 する行為をした場合
- A . 暴力的な要求行為

- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布して、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀 損し、または当行の業務を妨害する行為
- その他 A からDに準ずる行為
- (2)通知により当行が解約を申出る場合、当行より解約の通知が届出のあっ た氏名(名称)、住所あてに到着したときに解約されるものとします。 なお、お客さまは、印章、名称、称号、代表者、住所その他の届出事項に 変更があったときは、直ちに書面によって届出をするものとし、届出を 怠ったため、当行からなされた通知または送付された書類などが遅着し または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとし
- (3)解約時に預金口座または積金口座に残高がある場合、通帳、証書および 届出印鑑を持参のうえ当行に申出るものとします。この場合、当行は必要な書類等の提出を求めることがあります。
- (4)解約後の預金口座または積金口座の残高に対しては、利息は付されない

#### 3. (本規定の取扱)

・ (本規定の状況) 本規定は、原契約に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、 本規定に抵触しない原契約の各項の効力を変更するものではありません。 また本規定は、原契約と一体をなすものとして取り扱われるものとします。

### 顧客情報の取扱いについて

当行は、お客さまから安心して情報を提供いただき有効に利用させていた だくため、個人情報(お客さまの個人番号(いわゆるマイナンバーをいいます。 以下同様です。) 及び個人番号をその内容に含む個人情報(以下、「特定個人 情報」といいます。)を含みます) および法人のお客さまの情報を合わせた顧 客情報の取扱いについて下記の通り公表いたします。

#### 1. (顧客情報の取得・利用について)

当行は、顧客情報を適切かつ適法な手段により取得し、下記業務において 当行及び当行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し下記利用 目的の範囲内において利用させていただきます。

- ①預金業務、為替業務、証券業務、両替業務、融資業務、外国為替業 務、リース業務及びこれらに付随する業務
- ②公共債の窓口販売業務、投資信託の窓口販売業務、保険商品の窓 口販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律によ り銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ③その他銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今 後取扱が認められる業務を含む)

#### 【個人番号・法人番号を含まない顧客情報について】

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のた
- ②各種金融商品やサービスのご提案のため
- ③金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービ スのご室内のため
- ④犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ⑤預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引の管理 のため
- ⑥お客さまに対し、取引結果、預り残高等の報告を行うため
- 融資の申込や継続的な利用等に際しての判断のため
- ⑧適合性の原則に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる 妥当性の判断のため
- ⑨与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する 場合やお預かりしたビジネスマッチング情報等を当行取引先に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑩与信事業に際して債権譲渡等に関し、債権の管理回収や証券化等に 必要な範囲で第三者に提供するため
- ①他の事業者から個人情報の処理の全部又は一部について委託された 場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため 迎お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ③市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品や サービスの研究や開発のため
- ④ダイレクトメール等の発送や電話勧誘による、各種金融商品やサービ スのご提案のため
- ⑤取得した閲覧履歴やサービス利用履歴等の情報を分析して、趣味 思考に応じた新商品・サービスに関する広告を行うため
- 16各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- のその他お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため 【個人番号または法人番号を含む顧客情報について】
- ①金融商品取引に関する法定書類作成事務を行うため
- 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務を行うため
- ③国外送金等取引に関する法定書類作成事務を行うため
- 預貯金口座付番に関する事務を行うため
- 5)その他、特定個人情報等を取り扱う事務を行う場合において、法定の 個人番号関係事務を行うため

当行は、事務の効率化等を目的として、業務を外部に委託すること があります。外国にある委託先に顧客情報を提供する場合には、法令 外部委託 当行りがを定す。 で定められた場合を除き、事前にお客さまに同意をいただくことと

当行は、あらかじめ利用目的を明確にして顧客情報を取得いたします。 また、業務の適切な運営から、お客さま本人の顧客情報取得に加えて、法 人先との取引においては法人代表者の氏名等の個人情報を、融資のお申 込みの際にはご家族情報を取得する場合がございます。

なお、下記の通り特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定 されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません 個人情報の保護に関する法律第2条第3項に定める要配慮個人情報

並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保険医療及び性生活(これら のうち要配慮個人情報に該当するものを除く)に関する情報(本人、国 の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号若し は施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。以下「機微(センシティブ)情報」という。)については、法令 等に基づく場合や適切な業務運営を確保する必要性からお客さまの 同意をいただいた場合等を除き、原則として取得・利用・第三者提供 はいたしません

銀行法施行規則第13条の6の6等により、個人信用情報機関から提 供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要 者の返済能力の調査の目的以外に利用・第三者提供いたしません。

※セールスを目的としたダイレクトメールの発送、電話勧誘などのダイレクトマーケティングをご希望されないお客さまは、お取引店までお申し出ください。中 止のお取扱いをさせていただきます。

## 2. (顧客情報の第三者への提供について)

・ 場合は、法令等により認められる場合を除き、あらかじめお客さまの同意を ・ ただくことなく顧客情報を第三者に提供することはありません(ただし、 「3. 顧客情報の共同利用」に従って共同利用する場合を除きます。)。個人 のお客さまについて、個人情報の保護に関する法律第27条第1項によりあら かじめお客さまの同意をいただくことなく第三者提供が認められる場合は、次の通りです。なお、お客さまの特定個人情報(いわゆるマイナンバーをその内 容に含む個人情報)については、番号法第19条で定められた場合を除き、第 三者に提供いたしません。

#### 法令に基づく場合。

- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人
- の同意を得ることが困難であるとき。 ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場 合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める 事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意 を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ・当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人 データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱 う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵 害するおそれがある場合を除く。)。

#### 3. (顧客情報の共同利用)

当行は、次の場合において利用目的の達成に必要な範囲内で、顧客情報を 共同利用することがあります。具体的な内容は、インターネットホ の掲載しております。なお、お客さまの個人番号を含む特定個人情報につきま しては、共同利用を行うことはありません。

	当行グループ 会社との共同 利用	当行は、別に定める「顧客情報の共同利用について」の「1.(4)利用目的」に規定された目的で、共同利用しております。
	不渡情報の共 同利用	当行は、各地手形交換所及び参加金融機関等との間で手 形・小切手の不渡情報を共同利用しております。
	個人信用情報 の共同利用 <個人のお客 さまの個人情 報のみ>	当行は、個人信用情報機関及びその加盟会員により個人信用情報の共同利用を行っております。但し、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査の目的以外に利用・第三者提供はいたしません。

#### 4. (保有顧客データの開示等の手続きについて)

当行は、お客さまご自身に関する保有顧客データ(①個人情報保護法16条 4項に規定されている保有個人データおよび②法人のお客さまの情報につい て同規定に準じて定義される保有法人データをいいます。以下同様です。) の 利用目的の通知・開示(第三者提供記録の開示を含みます。)・訂正・利用停止等のご依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえ

		な頼かあった場合は、こ本人であることを確認させていたたいたっ; ⊆続きによりお答えさせていただきます。
	申出先	お取引店の窓口にお申出ください。郵送による請求をご希望の場合は、手続き関係書類を送付させていただきますので、電話等でお問合せください。
	手続きの 種類	①利用目的の通知の求め ②開示の求め(第三者提供記録を含みます。) ③内容の訂正、追加又は削除の求め ④利用停止又は消去の求め及び第三者への提供停止の求め
	請求が 可能な方	本人様又は代理権が確認できる代理人様
	提出書類	ご提出していただく書類は、ご請求の方法等により異なります。 お取引店の窓口にお申出ください。
	回答の 方法	以下のいずれかの方法により回答させていただきます。 ・本人様のご来店又は本人様宛郵便により文書で回答 ・本人様のメールアドレス宛に電子メールにより回答
	手数料	当行が定める基本事項を求められる場合は1店舗1回当り550円(税込)、それ以外の場合は別途定める手数料を現金又は口座振替にて申し受けます。また、郵送の場合は郵送料を別途申し受けます。 詳しくは窓口にてご確認ください。
	回答期限	受付した日より起算して、原則 $10$ 日以内を目途に対応させて $v$ ただきます。
	請求に 応じられ ない場合	次に定める場合等は請求に応じられないことがありますが、手数料はご返却できませんので、あらかじめご了承ください。 ・開示の求めの対象が「保有顧客データ」に該当しない場合 ・本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合 ・当行の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 ・他の法令等に違反することとなる場合

# 5. (顧客情報の取扱いに関する苦情等受付の窓口について)

引店の窓口にお申出ください。

当行は、顧客情報の取扱いに関する苦情等の問合せに適切かつ迅速に対応するため、下記窓口を設置しておりますので、ご意見・ご要望等がございましたらお申し出ください。誠意をもって対応させていただきます。

開示等の手続きについて、ご不明な点がございましたら、お取

〔苦情等のお問合せ窓口〕

その他

北國銀行お客さま相談所 電話番号フリーダイヤル0120-001-753 受付時間9:00~17:00 (土・日・祝日除く)

#### 6. (当行が加盟する認定個人情報保護団体)

当行は、個人情報保護法上の認定を受けた認定個人情報保護団体である 下記団体に加盟しております。下記団体では、加盟会社の個人情報の取扱に ついての苦情・相談をお受けしております。

全国銀行個人情報保護協議会 http://www.abpdpc.gr.jp

# 【苦情・相談窓口】

全国銀行協会相談室 電話番号03-5222-1700

・又は、お近くの下記銀行とりひき相談所

<銀行とりひき相談所(金沢)>

電話番号076-261-0510 住所 〒920-0901 金沢市彦三町1-2-1

### 日本証券業協会 http://www.jsda.or.jp/

#### 【苦情・相談窓口】

·個人情報相談室 電話番号03-3667-8427